

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則  
の一部を改正する省令について  
(平成 29 年 9 月 1 日公布：環境省令第 22 号)

平成 29 年 9 月  
環境省自然環境局

1. 趣旨

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 2 条第 4 項において、特に保護を図る必要がある鳥獣を希少鳥獣として規定し、該当する鳥獣を鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成 14 年環境省令第 28 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 2 において定め、その捕獲の禁止等の所要の規制を講じているところ。

今般、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成 5 年政令第 17 号。以下「種の保存法施行令」という。）の改正により、国内希少野生動植物種からオオタカが除外されることを踏まえ、法により適切にオオタカを保護及び管理するべく、以下の通り、施行規則について所要の見直しを行うこととしたもの。

2. 概要

別紙のとおり、以下の内容に係る規則改正を行う。

- ①希少鳥獣\*の指定解除（施行規則第 1 条の 2、別表第 1）
- ②販売禁止鳥獣等の追加、販売の許可に係る販売目的の追加（施行規則第 22 条及び第 23 条）
- ③輸入を規制する鳥獣の追加等（施行規則第 27 条、第 29 条及び第 29 条の 2）

(※) 希少鳥獣とは、国際的又は全国的に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣をいう（法第 2 条第 4 項）。

3. 施行日

平成 30 年 4 月 1 日。ただし、③については平成 29 年 9 月 21 日。

(別紙：改正概要)

## 1. 希少鳥獣の指定解除（法第2条第4項―施行規則第1条の2（別表第1））

- 法第2条第4項に定める希少鳥獣の指定については、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（平成28年環境省告示第100号）において、  
「環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類に該当する鳥獣で、環境大臣が定めるものとし、レッドリストの見直しに合わせて対象種を見直すものとする。また、絶滅のおそれのある地域個体群についても必要に応じて希少鳥獣として取り扱う。」とされている。
- オオタカについては、レッドリストにおいて、NT（準絶滅危惧）とされていたが、種の保存法施行令により国内希少野生動植物種に指定され、必要な規制が講じられていたため、施行規則においても例外的に希少鳥獣としていた。今般、種の保存法施行令改正により、オオタカが国内希少野生動植物種の指定を解除されたことから、併せて法第2条第4項に規定する希少鳥獣からも指定解除をするため、施行規則第1条の2（別表第1）より、以下の種を削除することとする。

科名	種名（括弧内学名）
タカ科	オオタカ（アキピテル・ゲンティリス・フジヤマエ）

## 2. 販売禁止鳥獣等の追加、販売の許可に係る販売目的の追加（法第23条、第24条第1項―施行規則第22条、第23条）

### (1) 販売禁止鳥獣の対象種（施行規則第22条関係）

- 法第23条の規定において、販売されることによりその保護に重大な支障を及ぼすおそれのある種について販売を禁止しており、施行規則第22条において、販売禁止鳥獣を具体的に定めているところ（現在、ヤマドリ1種が指定されている）。
- 今般、販売禁止鳥獣等として、オオタカ（アキピテル・ゲンティリス・フジヤマエ）及びその卵を追加することとする。

### (2) 販売の目的（施行規則第23条関係）

- 法第24条の規定において、販売禁止鳥獣等の販売の許可に当たっては、販売されることにより鳥獣の保護に支障を及ぼすおそれがないと認められる販売目的であることを求めているところ。
- 今般、販売禁止鳥獣等として、オオタカ（アキピテル・ゲンティリス・フジヤマエ）及びその卵を追加することとしているが、その販売許可に係る目的として、博物館、動物園その他これに類する施設における展示を設定することとする。

### 3. 輸入を規制する鳥獣の追加等（法第 26 条第 1 項－施行規則第 27 条、第 29 条、第 29 条の 2）

#### （1）輸入を規制する鳥獣（施行規則第 27 条関係）

- 法第 26 条第 1 項の規定において、国内での違法な捕獲を防止するため、国外から輸入する取引について、適法に捕獲されたこと又は輸出が許可されたことを証する外国の政府機関その他環境大臣が定める者により発行された許可証を添付してあるものでなければ輸入してはならないと定めており、施行規則第 27 条において、現在 33 種を指定しているところ。
- 今般、輸入を規制する種として、オオタカ（アキピテル・ゲンティリス・フジヤマエ）を追加することとする。

#### （2）証明制度を有しない国又は地域として環境大臣が定めるもの（施行規則第 29 条関係）

- オオタカ（アキピテル・ゲンティリス・フジヤマエ）については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）の付属書Ⅱに掲載されており、輸出には輸出証明書の添付が義務づけられていることから、オオタカ（アキピテル・ゲンティリス・フジヤマエ）に関し証明書制度を有しない国又は地域として環境大臣が定める国又は地域は指定しないものとする。

#### （3）特定輸入鳥獣（施行規則第 29 条の 2 関係）

- 法第 26 条第 2 項の規定において、輸入を規制する鳥獣（特定輸入鳥獣）については、輸入後速やかに環境大臣から標識（足環）の交付を受け、当該鳥獣に着けなければならないこととされており、施行規則第 29 条の 2 において、特定輸入鳥獣として現在 21 種を指定しているところ。
- 今般、特定輸入鳥獣として、オオタカ（アキピテル・ゲンティリス・フジヤマエ）を追加することとする。